

パブリック・コメントの意見によらない修正について

1 第10条について

【修正前】

子どものえがおのために、市は、安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てへの適切な支援を切れ目なく実施することができるよう必要な施策を推進するとともに、地域社会との連携を強化していきます。

【修正後】

子どものえがおのために、市は、誰もが安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てへの適切な支援を切れ目なく行うとともに、地域社会との連携を強化していきます。

2 第23条について

【修正前】

市は、この条例について、子どもも理解を深めることができるよう市民全体に普及啓発を行うものとします。

【修正後】

市は、この条例について、子どもをはじめ地域社会の全ての人が理解できるよう広く普及啓発を行うものとします。